



煤ヶ谷駐在所

厚木警察署

煤ヶ谷駐在所

編集*渡部

Tel 046-223-0110

児童虐待の早期発見・早期通報に御協力を!

児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす行為です。児童虐待の対応件数は増加傾向にあり、子供の生命が奪われるという重大事案も発生しています。

警察では、児童虐待対策について、子供の命を守る責務として取り組んでおり、活動を行っています。児童虐待の確認及び安全確保を最優先とし、活動を行っている。児童虐待を受けたと思われる子供がいたら早期の通報をお願いします。

お11月は、内閣府が主唱する「子供・若者育成支援・児童虐待防止推進月間」にそれぞれ指定されています。

◎ 児童虐待とは...
保護者が、監護する18歳に満たない子供に対して殴ること。【身体的虐待】
1. 跳ねたり、蹴る、激しく握るなどの暴行を加えること。
2. わいせつな行為をしたり、させたり、見せたりすること。【性的虐待】
3. 食事を与えない、風呂に入れない、病気にならせて医療院に連れて行かないなど、保護者としての監護を著しく怠ること。【ネグレクト】
4. 子供の目の前で家族に対する暴力(DV)を行ふこと。言葉や脅威で脅すなど、著しい心理的外傷を与えること。【心理的虐待】

◎ あなたの身近なところで、こんな子供はいませんか?
○ 身体に不自然な傷やアザがある。
○ 着衣や髪の毛がいつも汚れている。
○ 食事を与えられない。
○ 頻繁に怒鳴られ、ひどく泣いている。
○ 夜遅くまで1人で遊んでいる。

◎ 児童虐待かもしれないと感じたら、迷わず連絡してください! 「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した者は、児童相談所等に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第6条)。

児童虐待かもしれないと感じたら、児童相談所全国共通ダイヤル「189番」に連絡してください。(189番にかけると最寄りの児童相談所につながります。なお、緊急の場合は110番通報してください)。

警察本部「子ども安全110番」で24時間児童虐待の情報提供を受け付けています。

0120-604-415

秋の行楽期における山岳遭難の防止

~登山をする際に気を付けること~

安全で楽しい登山をするために

◎ 登山の第一歩は、目的とする山をよく理解するところからはじめます。ガイドブック等で事前に山岳情報をよく調べましょう。登山計画書を作成して、パーティ全員がその山をよく理解するとともに、体力と経験に応じた無理のない計画であるかよく検討しましょう。登山計画書は、各都道府県の提出先や登山口にある投函箱等に提出しましょう。

神奈川県内の山へ登る際

○ 山岳を管轄する警察署(交番・駐在所を含む)

及び登山口に設置された登山計画書投函箱のほか、警察本部地域総務課へ郵送やFAXでも受け付けています。

神奈川県警察ホームページからオンラインによる提出も可能で

左のQRコードから神奈川県警察のホームページに接続されます。

神奈川県警察ホームページからオンラインによる提出も可能で

○ 登山計画書の提出が義務化されている山域もありますので、あらかじめ調べておきましょう。単独登山はやめて仲間と登り、救急用品や非常食等を必ず携行してゆとりある行動を心がけ、安全な登山をしましよう。

○ 携帯電話等の通信機器を準備し、電池切れに備え予備バッテリーを携行して登山をしましよう。

○ 登山前に目的とする山の気象状況や火山情報を把握しておきましょう。

○ 入山前に必ず携行してゆとりある行動を心がけ、安

全な登山をしましよう。

○ 登山前に目的とする山の気象状況や火山情報を把握しておきましょう。

○ 入